

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 17 回 松阪市手話施策推進会議
2. 開 催 日 時	平成 28 年 10 月 28 日（金）18 時 30 分～20 時 00 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 5 階特別会議室
4. 出席者氏名	（委 員）深川誠子、草野義雄、松島茂人、脇田愉司、長谷川尊宣、 藺部功、川村浩稔 （事務局）南野忠夫、青木覚司、世古元志、長谷川直美、西尾香代子
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	1 名
7. 担 当	松阪市福祉事務所障がいあゆみ課 TFL 0598-53-4059 FAX 0598-26-9113 e-mail : shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 「まちかどミニ手話教室」について
2. 手話施策推進方針について
3. 平成 29 年度手話普及事業について

第17回 松阪市手話施策推進会議 議事録

日 時：平成28年10月28日（金）18時30分～20時00分

場 所：松阪市役所 5階特別会議室

出席委員：深川誠子、草野義雄、松島茂人、脇田愉司、長谷川尊宣、菌部功、
川村浩稔

欠席委員：杜多洋子、岡田敦子、西 澄子、山本嘉

事務局：南野忠夫、青木覚司、世古元志、長谷川直美、西尾香代子

傍聴者：1名

【協議事項】

(1) 「まちかどミニ手話教室」について

委員：「まちかど手話教室」の終了時間が3時となっておりますが、その後に片付けをしなければならないと思います。申し訳ありませんが、所用があり3時で帰らせて頂きたいのですが。

事務局：承知しました。そのときにお声がけ頂ければありがたいと思います。

会長：わかりました。ありがとうございます。宜しくお願いします。

委員：イベントに直接関係はありませんが今後の参考に聞いておきたいのですが、〇〇委員から提案のあったカレンダーと書籍の販売が無理という理由は何でしょうか。

事務局：「マーム」に確認しましたら、セントラルコートはいろいろなイベントに活用されています。物産展など申し込みをすれば販売は可能です。しかし、今回は松阪市が主催するイベントであり、開催場所が「ショッピングセンター」ですので販売は控えたいと考えます。「マーム」には本屋が3階にあり、2階には古本屋があります。カレンダーにつきましても雑貨屋が「マーム」の2階と3階にあることから、手話のカレンダーの取扱いは無いかも知れませんが、立場上考慮しました。また今回は予め「物品販売をします」と申し込みをしてありません。あくまで「手話イベントの開催」で5月に「マーム」のセントラルコートの申し込みをしました。今後は物品販売も一緒に申し込みをしておけば可能かも知れませんが、今回は販売しないという事で決めさせて頂きました。

委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：他にございませんか。

事務局：質問がなければ、スタンプラリーの説明をさせていただきます。

入口でスタンプラリーのカードを受け取って進んでいくうえで景品が頂けます。最初にバックもお渡しするようにしています、次にスタンプラリーで回っ

て頂くと、椅子にバルーンで色別にして3カ所作ってございます。赤・緑・オレンジの3カ所を回るとそれぞれスタンプを押して貰います。

景品が一つはクリアファイル、もう一つはウェットティッシュ、もう一つ黄色いメモ帳の3種類をスタンプラリー3カ所で受け取って頂くこととなります。そして最後にゴールという欄があるのですが、3カ所回って頂くとゴールのところでスタンプラリーを確認した後に、シンボルマークのスタンプを押させて頂きます、押したあとに名前を書いて頂くようにしております、ゴールのところでその方のお名前を憶えて頂く、それを最終としています。3カ所のスタンプラリーで単語が覚えられて自分の名前も覚えて帰って頂けるという流れです。

事務局：啓発物品に関してですが、マーム入口でポケットティッシュと啓発チラシを配布致します。入口3カ所で障がいあゆみ課の職員と「ちゃちゃも」と松阪社協のキャラクターの「福っきー」が配布し、手話クイズの参加賞につきましてはシャーペンとボールペン2本のセットを予定しております。

会長：啓発物品の説明をして頂きましたがよろしいでしょうか。

委員：シャーペンとボールペンというのはシンボルマークがついていますか。

事務局：ペンにはシンボルマークは付いて無いですが、参加賞の入れ物の箱に「手話条例シンボルマーク」のスタンプを押します。

委員：分かりました。スタンプラリーですが、たくさん来て頂いてその場合の対応が必要だと思います。手話を教える人数も考えないといけません。手話サークルの協力をお願いして(サークル紹介も兼ね)サークル会員さんが20人くらいは来てくださると思います。その20人の集合時間は何時なのか教えて頂けますか。

事務局：手話サークルに参加して頂ける方の集合時間ですか。

委員：そうです。

事務局：当日の予定は、朝の7時から障がいあゆみ課の職員が準備を開始して、8時までに会場の机・椅子・パネル(パーテーションパネルを掲示のため)を設置致します。マームが8時にオープンしますので、手話サークルにつきましては8時以降にお越し頂いて、展示コーナーに掲示物を貼って頂き、啓発物品があれば準備して頂くようにお話をさせて頂いています。8時までにパネルを用意致しますので、8時以降であればお越し頂いても大丈夫です。

委員：ありがとうございました。午前は『MSD∞』の手話ダンスですが、そのチームは何時に集合なのか、連絡はして頂けますか。

事務局：すでにダンスチームにつきましては連絡をさせて頂いております。

午前の『MSD∞』につきましては9時45分にお越し頂きます。昼からの『DSKnext』と『AMIY』は12時30分にお越し頂くように連絡をさ

せて貰っています、先日も電話で確認をしたところでございます。

委員：分かりました、ありがとうございました。

会長：他にいかがでしょうか。

委員：スタンプラリーの説明の中で、1番最後にゴールした時に名前を書いて名前を教えて頂けるということですが、ゴールは1カ所でしょうか。それとも何か所かありますか。たくさんの方が来られた場合でも対応できるよう教えて頂ける方がいるのか。その教え方も手話と指文字が混ざる形になると思いますが、手話の簡単な意味まで教えて貰えるのか、手話の形だけを教えて貰えるのか、意味を簡単に教えて貰った方が本当は良いのではないのでしょうか。

事務局：ありがとうございます。今回のイベントは、初めて開催することから事務局でもいろいろと検討してきました。参加して頂く人数ですが、最初は少ないと不安もあったのですが、当日はフリーマーケットもあり、ダンスチームも全部で83名お越し頂きますので、逆にたくさん来て頂いて捌けるのか不安もあります。ですが、バルーンアートの製作コーナー等も用意しましたので、先にそちらに行っておくように、その時の状況を見てスタッフでうまくまわしていこうと考えております。

委員：スタンプラリーを協力して貰える事務局4名の方の仕事内容は、受付やアンケートと書いてありますが、4か所(ゴール含む)のスタンプラリーは事務局が一人ずつ付いて頂きたいです。どのくらいの参加者があるのか想像がつかないのですが、たくさん一度に見えた時は「順番にね」と協力して頂きたいです。よろしいでしょうか。その方がスムーズにやっているとと思います。

事務局：スタンプラリーにつきましては、3か所それぞれに〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員を中心にろうあ福祉協会の方にそれぞれ1名ずつ入って頂き、もう一人は手話サークルや事務局が入り、2人で1人のお客さんに対応するように考えております。

委員：手話サークルの人も入りますか。

事務局：手話サークルの方もスタンプラリーに入って頂きます。

委員：事務局の人も入って頂けるのですか。

事務局：基本的には事務局はゴールやバルーンアートの所で考えていますが、足りないようであればもちろん入ります。

委員：ゴールは名前を教えるところですので、ろう者がいないといけないのではないのでしょうか。

事務局：ゴールも含めて4カ所です。

委員：はい、分かりました。

会長：他に確認することはありますか。

事務局：当日のスタッフにつきまして、〇〇委員は当日は欠席という事と、〇〇委員も午前中は参加頂けますが、昼からは別の公務があつて欠席でございます。〇〇委員も午前参加で午後からは欠席という事でご連絡を頂いております。万が一、当日急用が入つたという事であれば、事務局までご連絡をお願いしたいと思います。障がいあゆみ課は19名参加致しますし、社会福祉協議会からも3名出席を致します。今回がはじめてのイベントになりますが、出来れば来年以降も同じような形式で実施していきたいと考えています。また反省点等を後日確認させて頂きますので、良かった点、悪かった点を教えて頂きたいと思いますので宜しくお願いします。

委員：何かあつた時は事務局に連絡をするというのは分かるのですが、みんながマームに行つたらどのような連絡方法がありますか。たとえば、朝体調が悪くなつた時の連絡方法などはどのようにすればいいですか。

事務局：障がいあゆみ課に2台携帯電話がございます。これは業務で使っている携帯ですので、ショートメールが出来るのか確認してからその番号をお知らせします。

会長：それ以外で宜しいでしょうか。この時間(メールの確認)を利用して、これは初めてという事ですがこれからもこの形でやっていきたいという事でしょうか。

事務局：26年4月に手話条例を施行しまして、27年度に手話条例施行1周年記念事業として、夏と冬に2回大きなイベントを市内のクラギ文化ホール、コミュニティ文化センターで開催させて頂きました。28年度につきましては、ショッピングセンターに買い物にみえる一般の方を対象に、手話の普及啓発を今回初めてさせて頂きます。これからの方向性として、5周年や10周年という記念の年に大きなイベントを開催し、それ以外はたくさんの方に参加して頂けるような普及イベントを考えて開催をしていきたいと思ひます。今回は「ショッピングセンターマーム」で開催しますが、松阪市内には〇〇などいろいろなショッピングセンターもございますので、たくさんの方に参加していただける手話普及イベントを実施してまいりたいと考えております。

会長：ありがとうございました。

事務局：障がいあゆみ課の携帯電話をスタッフが持って行きますので、緊急時の連絡を電話かショートメールで頂きたいと思ひます。

会長：それでは緊急時の対応についてはよろしくお祈ひします。

会長：現時点で確認できることは以上でよろしいでしょうか。それでは協議事項のまちかどミニ手話教室につきましては、以上とさせて頂きます。それで

は資料2の「手話施策推進方針(案)」について事務局から説明をお願いします。

事務局：【参考資料】【資料2】

会長：〇〇委員から提出されました参考資料の方が推進方針案に反映されているか宜しいでしょうか。

それでは私の方から質問させていただきます。IT技術を使った電話リレーサービスが送れるようにありますが、これは③の口になると思うのですが、内容がわからないので教えて頂きたいのですが、よろしいですか。

委員：聞こえない我々は電話を使う事が出来ません。ろう者の生活の中で何かを連絡する手段として、電話が必要なこともあるのですが、電話が出来ない私の代わりに電話リレーサービスを使って電話をして貰う。例えば市役所(障がいあゆみ課)に電話リレーサービスの場所を設置するとします。手話が読み取れる画面の出る電話で、車の事故にあったので会社に電話してほしいという事を、私がテレビ電話を通じて障がいあゆみ課に電話リレーサービスに頼むと、電話リレーサービスから連絡を取りたい会社に私の代わりに電話をして貰う。「わかりました」という事で会社からの返答を電話リレーサービスから聞いて改めて伝えるような感じのものです。そのような形の電話リレーサービスを使えるようになったら良いと思っています。

会長：ハード面やソフト面で機器などいるのでしょうか。

委員：そうですね、パソコンの画面(スカイプ)がありますが、スカイプで動きを読み取って、例えば私が自宅にいる場合はタブレットとかスマートフォンなどで動画を映して、設置手話通訳者がいるところにメールを送ればその画面が出ると思うので、こちらのお願いを動画で読み取ってもらう形です。

会長：それは24時間という事でしょうか。

委員：いえ、業務時間の時だけです。

会長：ありがとうございました。

委員：推進方針(2)の④ですが、〇〇委員から提出された参考資料の基本方針①にある制度の見直しがあると思います。制度の見直しというのは前回の参考資料で〇〇委員から提出された手話学習者のステップアップ講座の実施要項に、このようなやり方も含めて今回の方針案の手話奉仕員や通訳者の育成を進めていくよう考えても宜しいのでしょうか。その制度も確認したかったのですが。

事務局：参考資料に今の育成制度の見直しとありますが、手話通訳者の育成については、昨年度から市が手話奉仕員養成講座を開講しております。これは2年間の講座で、平成27年度に募集し応募のあった20名と、28年度に応募のあった20名の合計40名を対象に講座を開講しております。27年度から受講している20名が2年間の養成講座の受講を終了します。その後

のことを〇〇委員は心配されていて、手話通訳者養成講座を受けるまでの間にステップアップを図る講座を作りたいと思ってみえるところだと思います。事務局としましても、手話奉仕員養成講座を修了した方が、手話通訳者養成講座までの間にレベルアップを図って頂く講座を29年度に開催したいと思っております。この推進方針の中には「ステップアップ講座」の記載は無いですが、手話奉仕員や手話通訳者の育成に含まれていると考えております。

委員：ありがとうございます。そのステップアップ講座の提案が含まれているかの確認をしたかったのでわかりました。

会長：ステップアップ講座は29年度に始まるという事で宜しいでしょうか。

事務局：手話通訳者養成講座を受講するまでには、3年間の手話を勉強する期間が必要でございます。初心者の方であれば2年間の手話奉仕員養成講座を含めて、3年間手話を学ぶ期間が必要です。手話奉仕員養成講座終了後、1年間が空いてしまうという事で、自分で勉強される、または手話サークルで活動されるなどいくつかの方法はあるのですが、ステップアップ講座を市で開催して3年間学習をして頂いてから手話通訳者養成講座に入って頂く、3年間でなくても4年5年と経験を積まれてから手話通訳者養成講座を受けて頂いてもよろしいのですが、最低3年間学ぶ期間が必要という事で手話奉仕員養成講座2年間とステップアップ講座1年間の3年間を市で実施していくと考えているところです。

会長：2年間+1年間ですが、今の事は〇〇委員が望まれた事でよろしいですね。

委員：基本方針についての質問を頂いてありがとうございます。④についてですが奉仕員養成講座を受講されたあと、通訳者養成講座を受講するためにステップアップ講座を1年間学ぶと考えていらっしゃるという事で宜しかったですよね。1年間のステップアップ講座で通訳者養成講座を受けるという、そんな簡単なものではないと思っています。1年間だけでは足りないと思います。手話通訳者になる為には手話の勉強だけではなくて、ろう者との関わり、ろう者の生活の背景などいろいろな行事にも参加して頂き、いろいろ学んだ上でなければ通訳者養成講座はととも1年間では足りないと思います。以前に、9月の推進会議の際に実施要項に書かせて頂いていますが、ろうあ福祉協会として提案させて頂いたものが、養成講座だけではなくてワークセンターとか手話サークルに通って通訳を目指している方々もいらっしゃいますので、その方にもステップアップ講座を開催してほしいと思います。

事務局：1点〇〇委員にお伺いしたいのですが、手話奉仕員養成講座は2年の間に90分の講座を約60回程度開催致します。ワークセンターの手話講座は5カ月の間に60分の講座を23回開催していると聞かせて頂きました。そ

それぞれの講座を修了された方が、同じステップアップ講座を受講していただくのは、レベルが違うように私共は感じております。受講生も戸惑いがあると思います。今回、〇〇委員からの提案には手話奉仕員養成講座から手話通訳者養成講座に繋げるためのステップアップ講座と書いていただいておりますので、事務局としましては手話奉仕員養成講座から手話通訳者養成講座に繋げるためのステップアップ講座をぜひともしていきたいと考えております。

委員：手話奉仕員養成講座の様子を私たちが見に行きましたが、テキストは使っていないくて、ろうの講師が声を出さずに手話で講義をしている様子を見せて頂いております。手話奉仕員養成講座の状態から見ると、そのまま手話通訳者養成講座を受けて頂くのは少し難しいのかなと思っています。全国社会福祉法人手話研修センターが発行している、厚生労働省手話奉仕員養成テキスト「手話で学ぼう手話で話そう」というテキストがあるのですが、それで学んでいないと手話通訳者養成講座を受けられないのでは無いかと思っています。松阪市の手話奉仕員養成講座では、そのテキストは使用していません。ワークセンターの手話教室では「ちょうさんと学ぼう」というテキストを使って指導しております。手話奉仕員養成講座も手話教室も、どちらの講座も全国手話研究センターが出しているテキストは使っていないので、手話の文法についてはそのような方々にも手話文法を指導したいと思っています。手話通訳者養成講座は、手話文法に関しての言葉や用語が使われていますので、手話文法がわからないと通訳者の養成講座にはつながらないのではないかと思います。

会長：今の話ですと事務局が思っている1年間と〇〇委員が思ってるろう者の生活やテキストはかなり差があるのですか。

事務局：そのあたりを詳しく聞かせて頂ければと思いますが、今日は手話施策推進会議ですので、推進方針案について協議を行いたいと考えています。推進方針案④につきましては「手話奉仕員や手話通訳者の育成を推進します」という事でその考え方自体は同じだと思いますので、ステップアップ講座をどのように進めていくかにつきましては事務局と〇〇委員を中心にろうあ福祉協会と話しを進めていきたいと思っています。推進方針案につきましては思うところは同じだと感じましたのでこの推進方針案でいければと思っています。

会長：この推進方針案につきましては〇〇委員が提案されたステップアップ講座も含めて、この基本方針などでやっていくその方向づけは出来ましたが、やり方や内容などテキストの使い方それについては今後詰めていくそのような形の整理で宜しいでしょうか。

委員：それで結構です。お願い致します。

会長：今回は推進方針案を掲げるところまでいくという事で宜しかったですね。それでは〇〇委員の意見・提案という事を盛り込んだ全体方針、基本的な取り組みをしてから方針という事で網羅して頂いたという事ですけども他の委員さんからそれ以外の部分でありますか。

委員：先日、商店街で手話の講座をして頂き、ありがとうございました。そこで感じたのは商店主の子供さんが見えたのですが、手話が必要な方と初めて会ったと子供さんが言われました。直接、手話施策推進方針案に関係するかどうかわかりませんが、手話そのものを学んでいくことも当然大事ですが、ろう者の方とふれあう機会が少ないので「なぜ手話が必要か」など、そういう方がみえるということを実際に会う機会が少ない現実があるので、何かそのような心の部分ですが、ふれあう機会を作っていく、そのような考えをこの中に盛り込む必要はないのでしょうか

会長：今の事は推進方針の中に含まれていると考えて良いのでしょうか。

事務局：〇〇委員からおっしゃって頂きました件につきましては、推進方針案からいきますと(2)の①の地域や学校、企業等に向けた手話の啓発に入ってくるかと思えます。実際に学校につきましては、今日は〇〇委員が欠席されているのですが、小学校4年生の授業で「人権に関する学習」があり、その中で手話や点字について学ぶ機会があります。また、学校独自の取り組みで、手話研修を授業で実施している学校も何校かございます。(2)①の取り組み方針で今後も手話に対する理解と普及を図っていきます。

事務局：よろしいでしょうか。

委員：具体的にして頂いていることは了解ですが、大人についても、もしかしたら子供さん以上に、逆に手話に触れる機会が無いのかも知れませんが、企業現場と書いて貰ってありますし、実はこの日曜日も、ろうあのみなさんと一緒に街歩きをする企画を商店街の有志の方がされるという事がありますので、そのような部分も、もちろん学校現場もですけど絶対進めていくようにして頂ければいいかなと思います。

会長：委員からもありましたが大事なことですね。

委員：企業から依頼があって、2回ほど手話研修に行っております。そこで思ったことは、障がい者は手話が必要だ、コミュニケーションが必要だとみなさん思って頂いて「手話以外の身振りとか空書きとか口形を読むとかいろんな方法も出来ますよ」と言いましたら「手話だけではないんだね」という事でわかって頂いて、手話は出来なくても気持ちがあれば身振りでも伝わるよ、実際やってみて「通じた！」とすごくみなさん喜んで頂いたことがあります。言われた通り、出会うことが無いと言われましたが、聴覚障がい者とイメー

ジすると、何か手話だとか筆談だとみなさん思われると思いますが、また「後ろから話しかけられたら聞こえないんだよね」というような話をするとみなさんが納得してわかって頂きました。でもやっぱり実際に会って気が付くということが大事ですね。そこから気が付くことがあると思います。手話だけでは無くていろいろな方法でできるとわかって頂けると思います。ふれあいの場は大事だと思います。今度の11月12日のイベントをととても楽しみにしております。

会長：本当ですね、出会いを多くする一般の手話に接していない方が大事だと思いますね

委員：手話施策の推進という言葉だけをみると「手話」と思ってしまいますが、それでは無い部分でコミュニケーションが出来ることがすごくわかったので、実際に会ってお話を聞かせて頂かないと勉強していてもわからないので余計に感じてしまいました。ありがとうございました。

会長：避難所などでも手話通訳者がいません。ただ言語ではない形でコミュニケーションが出来るという事は大事だと思います。ありがとうございました。他に手話施策推進方針の全体基本という部分で特に追加修正など他の委員さんありましたら伺いたします。

委員：ステップアップ講座の時に、例えば2年間の養成講座が終わった人達が次に手話を学んですぐに通訳者の方に行くのは無理です。やはり手話サークル7カ所ありますので3・4年とサークルなどに通って貰って、すぐに通訳者を目指すのではなくて2年間奉仕員が終わって1年間だけステップアップをしても通訳者養成はたぶん無理だと思います。その辺も理解して頂きたいと思いますので宜しくお願い致します。

会長：ステップアップ講座の進め方については、先ほども言いましたようにやり方とかどのような形が一番良いのかまた議論を詰めて頂けたらと思います。それでは推進方針（第二期）ですが、大きな方向づけという形の案が出ましたが特に他に意見が無いようでしたらこの案で行きたいと思いますが、宜しいでしょうか。特に異論はございませんか。それでは大きな方向づけでありますので第二期の方針として裏の方の③・④・④が増えていますが、このような形で推進方針案を成文化という形でいきたいと思います。

それでは事項書の3番目の29年度手話普及啓発事業につきまして資料3の説明をお願いします。

事務局：【資料3】

委員：手話普及啓発事業が11月に予定されていますが、11月に開催することは決定しているのですか。

事務局：日程については、まだ予定の段階ですが、啓発事業について今年のス

ケジュールを説明させていただきますと、学校の夏季休暇中に小学4年生が手話の啓発ポスターを描いてくれました。9月に審査員による審査を行い、入選作品を決定し、入選作品を活用して啓発リーフレットを作成します。入選作品の表彰式の日程等、順序を踏んでいくとどうしても11月以降となります。

委員：年間計画として大体の日を決めていく事は出来ないのでしょうか。

事務局：まだ今年の普及啓発イベントを行っていない段階で申し訳ないのですが、来年も「ショッピングセンターマーム」で啓発イベントを実施するとしますと、会場を借りる交渉から行う必要があります。しかし、「マーム」の場合、今年もイベント開催の一週間前には周年祭が行われます。来年も同じ時期にされると思います。また、セントラルコートを利用して「マーム」でさまざまなイベントを企画されると思いますので、今の段階で手話イベントの日程を決定するのは難しい状態です。今年の手話イベントが成功し、推進会議で来年も「マーム」で手話イベント開催を決めて頂きましたら、早急に日程を調整し決定するようにしたいと考えております。

委員：ありがとうございました。

会長：それ以外でいかがでしょうか。

委員：29年度の事業計画を説明してもらいましたが、28年度の予算額というのはいくらだったのでしょうか。

事務局：手話の普及啓発に係る予算としましては、206万2千円です。（平成28年度手話施策推進事業予算書）この資料は第14回の推進会議の時の資料です。前年度は1周年記念事業を開催したことにより、約450万となっています。29年度の事業につきましては、28年度と同程度の啓発事業を計画していますので、予算としては今年度と同程度の予算を要求して、市の財政当局との協議をおこなってまいります。

会長：意思疎通支援事業は国・県補助の対象ですか。

事務局：意思疎通支援事業は補助対象の地域生活支援事業ですが、手話普及啓発事業は対象外です。

会長：他の方、ご質問宜しいでしょうか。ステップアップ講座については、事業の進め方などは協議していく事が必要かと思えます。あるいは電話リレーサービスなども、どこへ設置とかハードとか・・・金額的にだいぶ変動があるのでしょうか。

事務局：電話リレーサービスにつきましては、どれぐらいの費用がかかるのかわかりませんし、他の先進地等を参考に今後協議、検討して進めていきたいと考えています。

会長：予算は全体に厳しくなるでしょうし、これからだと思います。では手話

普及事業これで宜しいでしょうか。予算要求はいろんな形でまだまだ変動要素はあると思います。それでは協議事項の3点については終わりました。次はその他についてお願いします。

事務局：ありがとうございました。次回の推進会議ですが、「まちかどミニ手話教室」が11月12日にごさいますので、この時にアンケートを取りたいと考えております。事業の結果報告等もごさいますので、日程を調整させて頂き、連絡させていただきます。

会長：今日の事項は以上です。何かご意見等ごさいますか。それでは以上で第17回手話施策推進会議につきましては終了させて頂きたいと思ひます。ご協力ありがとうございました。